

(参考資料1)

第2回福岡交通圏タクシー特定地域協議会議事概要

平成22年2月17日(金)

13:30~15:00

ホテルセントラザ博多

<会長挨拶>

- 福岡運輸支局長の湯元でございます。
本日は、委員の皆様方には大変ご多忙中の中「第2回福岡交通圏タクシー特定地域協議会」にご出席いただき、誠にありがとうございます。
なお、県内5地域全ての協議会に委員として、ご就任いただいている委員の皆様には大変ご負担お掛けし、申し訳なく思っております。
また、皆様方には私どもの運輸行政の推進につきましても格別のご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。
さて、最近の経済の動きでございますが、エコカー減税やエコポイントの効果並びに輸出の復調等により、製造業を中心に持ち直しの兆しが見受けられており、GDPも3期連続でプラスとなったようでありますが、雇用不安、賃金低下が続いていることから、景気回復は実感できない状況でございます。
タクシー業界も、これまでのマイカー普及やバブル崩壊後、長期にわたり利用者が減少し、さらに一昨年の世界同時不況や昨年末からのデフレ不況と相まって、運輸収入等の輸送実績も対前年比2桁の減少になるなど大変厳しい経営が続いております。
このようなことから、市民生活や産業の発展に欠かせない公共交通機関として認知されたタクシーの事業の適正化・活性化を図るためにタクシー特措法が施行され、本協議会でご検討いただいているところです。
特措法の目的は、供給過剰な車両数の見直しを図り、交通渋滞・交通事故をなくし、併せて運転者の労働条件を改善を図るとともに、利用者に「安全・安心・快適」なタクシーの輸送サービスを提供することにあります。
現在、福岡市タクシー協会では中洲地区の違法駐車による慢性的な交通渋滞の解消を図るため、ショットガン方式による「客待ちタクシークリーン作戦」の社会実験を警察ご当局等の関係機関とともに実施されていますが、その結果を検証のうえ、「安全安心で交通の円滑な街」の実現に向けて取り組んで下さるよう、お願いしたて思っています。
本日は、限られた短い時間ではございますが、福岡交通圏におけるタクシーサービスの向上と事業の健全な発達等について、ご協力を賜りますよう、何とぞよろしく、お願い申し上げます。

<設置要綱の一部変更>

- ・事務局より、本協議会の設置要綱の一部変更を提案
(福岡県警本部より委員を辞退したい旨の申し出があったので、設置要綱第4条第6号の構成員から削除)
なお、今後はオブザーバーとして参加する旨を報告する。

<委員紹介>

- ・配席表にて紹介

<議 事>

1. 本協議会の制定の背景と目的について

- ・事務局より説明

2. 福岡県のタクシー事業の概要について

- ・事務局より説明

3. 適正と考えられる車両数の算定について

- ・事務局より説明 <以上1～3了承される>

4. 福岡交通圏における地域計画(案)について

- ・事務局より説明

<質疑応答>

松尾委員

- ・資料に記載されている適正化事業について具体的に説明願いたい。

事務局

- ・適正化事業とはタクシー業務適正化特別措置法に基づくもので乗務員の質を高める或いは法令の遵守を担保することを目的としています。
具体的には、一定の地域において街頭指導や乗場管理を行い地域の交通問題にも寄与する業務を行っています。中でも特別の指定を受けた地域での駐停車違反に対しては、乗務員にも一定の責任を有する仕組みになっています。

田中委員

- ・ タクシー類似行為、運転代行、福祉有償運送等々のルール作りだとかすみ分けについて、他の4地区でも検討する旨を入れて頂いております。又、これは福岡県タクシー協会で行っていることなりで、是非ここにも入れて頂きたい。

事務局

- ・ 制度になじむという事であれば、ご提案のとおりさせていただきます。

緒方委員

- ・ 3ページの年齢分布のところですが65才以上が何人とか70才以上が何人とかよりリアルに表現して頂きたい。
それから労働関係法令の遵守状況、取り分け改善基準、最低賃金、割増賃金の違反状況が分かれば、これは供給過剰と直結している問題ですからもう少しリアルに表現して頂きたい。
- ・ 7ページの供給過剰対策に供給過剰の解消に際しては雇用問題が発生しないように留意する旨の記述を入れて頂きたい。

事務局

- ・ 年齢分布のところについては数字を持っているので検討できると思います。また、改善基準とか最低賃金に関しては検討させて頂きたい。
- ・ 乗務員さんの処遇の問題については、ご提案のとおり記載させていただきます。

松尾委員

- ・ 削減を行う事業者に対して、一定のインセンティブを与えるとありますが、これはどう言ったものか教えて欲しい。

事務局

- ・ 特別措置法の制定される前の運輸政策審議会の答申に盛り込まれたものを掲載したものです。また、休車制度の概要について説明する。

中野委員

- ・ 協会が取り組む例えばショットガン、プレミアムタクシー事業にしても現場で働いている乗務員の意見も取り入れて頂きたい。又、乗務員に対する周知が不十分であるとの報告もある。

事務局

- ・ プレミアムタクシーの取り組みが乗務員さんに周知が出来ていないと言うことであれば我々の努力不足かなと思っていますが、乗務員さん向けの「どんたく新聞」でカバーしたいと言う風に思います。

中野委員

- ・ プレミアム乗務員を会社が指定して講習を受けたが、その後、辞退した事例があるので、現場のことも良く考えて事業を進めて頂きたい。

事務局

- ・ ただ今のご意見は、貴重なご意見として受け賜らして頂きます。また、今後更に充実させて行きたいと思えます。

立塚委員

- ・ 私の感じたことですが、北九州以外は参加させて頂きましたが、こう言う形で目標と特定事業を定めてある訳ですが基本的に計画なりを網羅的に掲げざるを得ないと思えますが、例えばこう言った目標や特定事業を何時まで何処のレベルまでやるんだと言うことが一向に見えてこない。

普通事業計画を定めるときは、例えば100あるとしたら80まで持って行きましょうと事業の立て方が事業計画と感ぜますが、結果的に特定事業をやるとしてもタクシー事業者さんがピックアップして実施して行くということですから、中々定め方が難しいと思えますが、何かそこら辺が無いからぼやけて本当に取り組まれるのかなあと思う。

例えば9Pのプレミアム乗務員を養成すると言うことですが、何人を要請したいのか、だから何カ年でやるんだと言う、それ以降も人事的な変更があるので継続するんだと言う具体性や目標が見えてこない。そこら辺が残念だと思う。

そこら辺の取り組みのやり方だと言うか、後は事業者さんにお任せですよ。じゃあ、その後のフォローをどうやるんだと言うことがあまり見えて来ないと言うのが私の感想です。

折角この様な取り組みをやられるなら、もう少しそのところ何か担保できる形で実施すべきと感じております。私の意見として聞いて頂いております。

事務局

- ・ プレミアムタクシーは乗務員ですが5ページに概ね500人と掲げさせて頂いております。

座長

- ・ ただ今のご意見は、4地域の特定事業計画につきましては、達成時期を短期中期、長期と表しておりましたが、そう言った形にした方が良く承ってよろしいでしょうか。

立塚委員

- ・ 必ずしもそう言った事ではなくて、計画の立て方なり、計画のやり方がどうかと言うことで、4地区では短期は2年、中期は3年となっているが本当に3年で全ての事業を完了させられるのか微妙で、それから項目を例示されておられるけどそれを全て期間内に実行されるのかその辺が見えない。

田中委員

- ・ 特措法の期限が3年で、この3年の間に地域計画をスタートさせると言うことで、スタートさせる。終わりが10年のものもあれば、今年、来年、始めるものもあると言う事で、要は、特措法の期間内にスタートしなければならないそれで取りあえず全部羅列してある。それで短期、中期、長期と分けてやっている部分であって、ここに書いてないものは基本的にやってはいけないことになっている。新しく地域計画を立てたものに関しては、やってもいいと言うことになりまして、今回作った地域計画に関してスタートをなささい。その終わりを短期、中期、長期に分けなささいと言うことになっているので、例えば、プレミアムタクシーも特措法ができる前から市の協会が企画していたもので、ただ、継続して何年もやって行くから入れておかなばいけないねと言うスタンスで2回目、3回目と入れている訳で、北九州も10年前からモニター会議と言うのを3カ月に1回開いているけど、これも地域計画に入れておかないとやってはいけないと言うことになるので入れている。ご指摘の点はもっともだと思いますが、この3年間でやるであろうとスタートすると思われるものは全て入れなささいと言う主旨なので入れてある。それを短期、中期、長期に分けてどこからやって行こうと言うのが、このやり方です。

基本的には協議会は地域計画を立てなさい。地域計画に基づいたものでないと事業者は事業計画をそこから外れてやってはいけないことになっている。

例えばA社はこれをやりたいけど書いてないからできないと言うことがあるので取りあえず地域計画にととしては、何でも適用できるように書いとく、それから、プレミアムタクシーとかショットガンの様に協会で作るものと二段階になっている。ほんとは具体的にしたいが、この地域計画の中からピックアップして個別に事業者が支局に事業計画を出すことになっているのでこの様な形になっている。

緒方委員

- ・ 地域計画ですが、最大の問題は、諸悪の根源である供給過剰の解消と言うことですから、減車と休車を具体的に個々の事業者がどうやって行くかに掛かっていると思っている。

地域計画が事業者さんに降ろされて、それをどの様に受け止めるかが重要なポイントと思う。それで、現状の危機的な状況を先ずはリアルに受け止めなければいけない。危機的な状況を共通認識に立たなければ先ほど言いました諸悪の根源である供給過剰を解消できないであろうと言うことですから、この地域計画を個々の事業者さんが深刻に受け止めるところから出発せざるを得ないと思います。

- ・ 新規登録件数、返納件数、事業者間移動の運転者の流動性に関するデータを出して頂きたい。

事務局

- ・ 資料については承知しました。

福田委員

- ・ 2ページの1日あたりの運送収入は21年度の途中まで出ていますが、実際に去年おと年あたりからタクシー運転者の収入が激減しております。
収入のところを見ると19年までしか出ていない、この20年の後半から、今年にかけて悲惨な状況です。この会を現実味のあるものにする為にも現状の数字を入れて頂きたい。

事務局

- ・ 平成20年のデータは別の資料に掲載されていますが直近のデータはございません。

福田委員

- ・ 今年に入ってから数字は、多分最低賃金に引かかる方が大勢おられる。その最低賃金に引かからないようにするために色んな手法が取られているのが現状だと思います。もっと現状を、現場の人間がどれだけ苦労しているかを調べて欲しい。本当にここ2・3ヶ月は酷いものです。

事務局

- ・ そう言った状況を皆さんにお示しするつもりで、この月別のデータを使わせて頂いたとということですのでご理解頂きたい。

<意見終了>

会 長

- ・ これまで貴重な意見をありがとうございます。
- ・ ただ今、地域計画の素案を踏まえて次回第3回の協議会において、再度、ご協議頂きたいと思います。
- ・ それでは、事務局として考えておられる今後のスケジュール・対応は如何でしょうか。

事務局

- ・ 先ほど来、頂きましたことは、しっかり承らせて頂きたいと思います。また、この地域計画の中にも反映させて頂きたいと思います。

会 長

- ・ ただ今、事務局の資料の説明の中にもございましたように、この地域計画、特定事業計画を進めて行くにあたりまして、事務局だけでは到底難しい問題がございますので関係機関の皆様方皆様方或いは関係団体の皆様方のご支援ご協力が不可欠でございますので、今後ともご協力方よろしく申し上げます。

<議事終了>

- 全般のご意見・ご質問がございませんか。
それでは、これを持ちまして第2回福岡交通圏特定地域協議会の座長の役目を終了させていただきます。